

出席停止の感染症について

以下の表の感染症にかかった場合、学校保健安全法により出席停止になります。医療機関を受診するとともに、学校にお知らせください。

出席停止の間は、欠席の扱いにはなりません。ご家庭で安静にして休養してください。

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1型）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザは除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで。

